

子ども・子育て支援金

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など子ども・子育て支援の拡充が既に始まっています。給付の拡充には、2026年度から始まる「子供・子育て支援金」が充てられます。

拡充される給付の例

- ① 児童手当の拡充
- ② 妊婦のための支援給付
- ③ 出生後休業支援給付
- ④ 育児時短就業給付
- ⑤ こども誰でも通園制度
- ⑥ 育児期間中の国民年金保険料免除

・近年、少子化・人口減少の進行が加速していることを踏まえ、政府は2023年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定しました。

・「加速化プラン」による取組を通じて、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

子ども・子育て支援金の保険料（2026年度）

- 2026年4月保険料（通常5月給与から天引き）より支援金を拠出することになります。
 - ・医療保険の保険料とあわせて徴収します。
- 子ども・子育て支援金に係る保険料率（支援金率）は0.23%です。
 - ・支援金額（月額）は、標準報酬月額 × 支援金率になります。
 - ・基本的に支援金額の半分が企業からの拠出となります。
 - ・賞与からも支援金を拠出します（標準賞与 × 支援金率）。

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」とは

A 全ての世代や企業からの支援金を子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なのか

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速化していることから、政府は2023年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q どうして企業も負担するのか

A 企業は、将来の労働力の維持・確保等の観点から、1970年代より児童手当のための拠出が課せられており、その後拠出金の使途を拡大する中で、追加的な負担が課せられてきました。政府は「加速化プラン」により少子化対策を一層強化することとしていることから、それを支える支援金制度は、企業を含めた社会・経済の参加者全員で支えあう仕組みとされています。

Q 給与明細で分けて記載しないといけないのか

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であること、健康保険料と合算せず、「健康保険料」と「子ども・子育て支援金」に分割して明細に表示することで、従業員に制度の理解を促すことができること等を踏まえると、給与明細の内訳として支援金額を示すことが望ましいとされています。

Q 給与だけでなく賞与にも支援金がかかるのか

A 賞与からも支援金を拠出します。これは、健康保険制度や厚生年金保険制度と同様です。

Q 育児期間中や産休期間中は支援金が免除されるのか

A 育児期間中や産休期間中の従業員については、医療保険料や厚生年金保険料と同様に支援金も免除されます。